

関東平野のど真ん中、北に利根川、南に荒川、二つの大河に生まれ、埼玉県からやって参りました、国民民主党の森田俊和です。

国民民主党・無所属クラブを代表いたしまして、ただいま提案のありました「特定複合観光施設区域整備法案」について質問をいたします。

IRの質問に入る前にお伺いしたいことがあります。

昨日、参議院予算委員会に愛媛県からの加計学園に関する内部文書が提出されました。またこういう文書が出てきたのか、と驚き、そして、悲しい気持ちになりました。

3年前の平成27年3月3日に行われた加計学園と愛媛県との打ち合わせの内容を記したメモには、「2月25日に理事長が首相と面談」、「首相からは、『そういう新しい獣医学部の考えはいいね。』とのコメントあり」などというやりとりが明記されています。

本件は、行政の公平性・公正性を問われている重大な案件です。安倍総理の意向が働き、しかも今までの答弁が事実と反する内容であったということであれば、それは権力の私物化であり、私たちは何を信じてよいのかわからず、IR法案をはじめ、他の法律の審議もすべて疑ってかからなくてはなりません。

安倍総理はこれまで、加計学園の計画を知ったのは昨年1月20日だと繰り返し説明してこられました。しかし、今回の愛媛県の内部文書は総理のこれまでの説明を根底から覆すものであり、到底見過ごすことはできません。

あらためてお尋ねしますが、安倍総理は昨年1月20日以前から、加計学園の獣医学部新設の計画をご存じだったのではありませんか。また、昨年1月20日以前に、加計理事長から相談を受け、「いいね」と後押しするような発言をしたのではありませんか。そして、安倍総理の明示的または暗黙の指示、あるいは総理秘書官ら官僚の安倍総理への忖度の下、獣医学部新設計画が大きく進み始めたのではないですか。

愛媛県文書にはまた、加計学園が当時の加藤内閣官房副長官と面会したことも記されていました。そこで、加藤厚生労働大臣にお尋ねします。加計学園または愛媛県、今治市関係者と面会し、獣医学部新設について話したことはありますか？またあるのなら、どのような話をされましたかお答えください。

加計学園疑惑の真相究明のためには、安倍総理が真実を語ることはもちろん、加計理事長や柳瀬元総理秘書官、藤原元内閣府地方創生推進室次長らの証人喚問が不可欠です。また、愛媛県の中村知事にも、参考人としてご協力いただく必要があります。

安倍総理は、ご自身で「責任を持って必ず全容を解明し、うみを出し切っていく」という決意を述べられました。その言葉に偽りがなければ、関係者の証人喚問、参考人招致について、ご自身が積極的に努力されるべきと考えます。総理にそのようなお考えはあるでしょうか。

安倍総理にはぜひ真実を語っていただきたい。そして与党の皆さん、責任政党として、何もやましいことがないのであれば、安倍総理にありのままを語っていただいてください。もしやましいことがあって、説明ができないのであれ

ば、安倍総理に残された道は退陣しかないことを申し上げます。

さて、IR です。

私は祖母の遺言により、ギャンブルをやりません。やらないからなおさら思うのですが、この法律を、単にカジノを認めるだけの法律にしてはならない、と考えます。

私は学生の時、グランドキャニオンなど、アメリカの国立公園を旅行した時、まず、はじめにラスベガスに降りました。比較的ホテルが安く、空港から街へのアクセスなど、旅をする玄関口として便利だったと記憶しています。カジノの街に立ち寄ってから、雄大な自然にふれる旅をすることができたわけです。観光の本質は、その国の歴史や文化を訪ね、自然を愛でることにあると思います。

日本には、他の国にはない、独自の伝統文化や自然があります。この法案で想定している施設は、あくまで観光の呼び水として位置づけ、多くの人に日本を訪れてもらい、「日本って、素晴らしいな」と日本のファンを増やすきっかけにすべきであると考えます。

さて、法律案の内容について伺います。

カジノの設置について避けて通れないのが「賭博性の違法性が阻却されるのか」との問題です。

この問題が明確にならない限り、本法案等はそもそも違法な法案となってしまいます。賭博罪の違法性阻却の着目点として、「目的の公益性、運営主体等の性格、収益の扱い、射幸性の程度」など、八つが要件となっていますが、これらの点について、いまだ明確になっていないのではないかという声があります。そこで法務大臣に伺いますが、カジノ設置の違法性は阻却されているでしょうか。また、阻却されているという判断であれば、その理由を明確にお答えください。

次に、治安対策について伺います。

今回の法案では、暴力団員の入場禁止など、カジノ内の治安秩序に関する項目が入っております。しかし、問題は、カジノ施設周辺の治安維持です。また、お隣の韓国を例にとりますが、自国民の入場割合が99%にのぼる江原ランド（カンウォンランド）のある「旌善（ジョンソン）郡庁」では、たばこ酒の消費量が全国一位、また自殺率も全国一位、賭博中毒者が野宿して地域住民との衝突が起こる、周辺地区には質屋、消費者金融、車担保金融、風俗店が立ち並ぶ、などが問題視されていると聞いています。

これから候補地が明らかになるに連れ、候補地周辺の方の不安も高まってくると思われま。

そこで伺いますが、政府として、カジノ周辺の治安・秩序対策をどのように考えているのでしょうか。総理及びIR担当大臣の見解を伺います。

次に、カジノ管理委員会について伺います。

事業者を監督するため、カジノ管理委員会を新設することが盛り込まれております。委員長・委員を国会の同意人事としたことは最低限必要なことと考えますが、委員会の中身については、まだまだ説明が十分になされているとは言えない状況です。カジノ委員会は、カジノ事業の監督、カジノ施設共用事業の監督、また関連機器等の製造など、重大な責務を負います。委員長等の選任にあたっては、透明性を確保し、専門性を持った上で、なおかつ、公平、公正に判断できる人材が求められます。

そこで伺いますが、カジノ管理委員会の権限の実効性の確保について、また、委員長人事の選任のあり方について、どのようにお考えでしょうか。総理及びIR担当大臣にお伺いをいたします。

次に、外国人観光客の「集客・おもてなし」について伺います。

本法律案に定義されている「特定複合観光施設」とは、カジノ、国際会議場、展示施設、我が国の伝統、文化、芸術等を生かした魅力増進施設、送客機能施設、宿泊施設などから構成されるとされています。

どうしても、カジノや国際会議場などは、どこの国でも、似たり寄ったり、同じようなものになりがちです。先ほど申し上げたように、IRは、日本全体の観光政策からすると、呼び水、とすべきです。

ちょうど、来年はラグビーワールドカップ、再来年はオリンピック・パラリンピックが開催されます。IRとこうした大きな国際イベントとの関連性も考慮すべきでしょう。

また、国内の多様な観光地、観光資源への誘導をどのような手段で行っていくか、ということを実践的にしていくことは、IRが設置される地域以外の地域の方々からIRへの理解を得る土壌をつくると思われれます。

そこで伺います。カジノを中心とした外国人観光客の集客対策ではなく、国内で開催される国際的なイベントや周辺地域の観光地への誘導を見据えた対策を実施するべきと考えますが、総理及びIR担当大臣の見解を伺います。

最後の質問です。

もし、法案が成立した場合、IRは3か所設置されることとなります。また、IRの実施事業者もそれぞれ選定されることとなります。

設置場所や事業者の選定にあたっては、地域に大きな影響を与え、また動く金額も大きいことから、特定の人物や企業との癒着、あるいは利益誘導といった疑惑を持たれることのないよう、細心の注意を払うべきと考えます。

そこで総理にお尋ねしますが、設置場所、事業者の選定にあたっては、どのような姿勢で臨もうとされているか、ご所見を伺います。

観光政策全体の中でのIRの位置づけ、設置区域や事業者の選定、周辺地区の安心・安全の確保、などは国民的な議論が必要な、大きな課題です。ぜひ政府・与党にお願いしたいのは、このような大事なことを、じっくりと議論し、後に禍根を残さぬよう、最大限の配慮を持って、審議を進めていただきたいということです。

このことを切にお願いして、私の質問を終わります。